

※下線部は、改定部分を示します。

オーシーキャッシングカード（ナチュラルビジネス）会員規約 新旧対照表	
改定前	改定後
<p>第8条（請求書等記載の同意）</p> <p>3. 会員は、前各項について「<u>貸金業法第17条1項書面</u>」及び「受取書面（貸金業法第18条書面）」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。但し、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。</p> <p>4. 第1項のご融資明細書及び第2項のマンスリーステートメントに記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、その後の借入又は弁済その他の事由により変動することがあります。</p>	<p>第8条（請求書等記載の同意）</p> <p>3. 会員は、前各項について「<u>ご融資明細書（貸金業法第17条1項書面）</u>」及び「受取書面（貸金業法第18条書面）」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。但し、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。</p> <p>4. 第1項のご融資明細書（<u>貸金業法第17条1項書面</u>）及び第2項のマンスリーステートメントに記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、その後の借入又は弁済その他の事由により変動することがあります。</p>
<p>第9条（お支払い）</p> <p>1. カードキャッシングの支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。）は、会員が予め約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」といいます。）にお支払いいただきます。但し、支払期日に万一口座振替できない場合、又は事務上の都合により別途当社の定める方法にてお支払いいただく場合は、当社の支払期日以外の日にお支払いいただく場合があります。又金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、本規約に基づく債務の<u>支払に係る</u>口座と当社に対する他の債務の支払いに<u>係る</u>口座とが同一のときは、当社は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。会員又は当社又は金融機関の都合により、自動振替の預金口座の変更が必要となったとき、及び当社から口座振替依頼書の再提出の要請があったときは、会員は直ちに新しい口座振替依頼書を提出するものとします。</p> <p>3. 会員は、会員が指定した金融機関の預貯金口座からの口座振替<u>もしくは</u>自動払込、当社の指定する金融機関口座への振込、又はコンビニエンスストアでのお支払いその他当社の認める方法により、本契約に基づく債務を支払うものとします。</p>	<p>第9条（お支払い）</p> <p>1. カードキャッシングの支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。）は、会員が予め約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」といいます。）にお支払いいただきます。但し、支払期日に万一口座振替できない場合、又は事務上の都合により別途当社の定める方法にてお支払いいただく場合は、当社の支払期日以外の日にお支払いいただく場合があります。又金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、本規約に基づく債務の<u>支払いに係る</u>口座と当社に対する他の債務の支払いに<u>係る</u>口座とが同一のときは、当社は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。会員又は当社又は金融機関の都合により、自動振替の預金口座の変更が必要となったとき、及び当社から口座振替依頼書の再提出の要請があったときは、会員は直ちに新しい口座振替依頼書を提出するものとします。</p> <p>3. 会員は、会員が指定した金融機関の預貯金口座からの口座振替<u>若しくは</u>自動払込、当社の指定する金融機関口座への振込、又はコンビニエンスストアでのお支払いその他当社の認める方法により、本契約に基づく債務を支払うものとします。</p>
<p>第13条（費用の負担）</p> <p>1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用<u>ならび</u>に支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。</p> <p>4. 会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額又は当該増加額を負担するものとします。</p> <p>5. 会員は、第9条1項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合において、会員の希望により当社が当該金融機関に再口座振替の依頼をした場合、当社所定の再振替手数料（法令で定められ<u>る</u>範囲内の実費相当額）を負担するものとします。</p>	<p>第13条（費用の負担）</p> <p>1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用<u>並び</u>に支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。</p> <p>4. <u>カード再発行手数料等</u>、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額又は当該増加額を負担するものとします。</p> <p>5. 会員は、第9条1項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合において、会員の希望により当社が当該金融機関に再口座振替の依頼をした場合、当社所定の再振替手数料（法令で定められ<u>た</u>範囲内の実費相当額）を負担するものとします。</p>

<p>第 14 条 (カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用された場合の責任の区分)</p> <p>3. <u>会員は 2 項に係らず</u>、次の各号の何れかに該当する場合、会員の対象債務は免除されないものとします。</p> <p>4. カードは紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員は、当社所定の再発行手数料 (法令で定められる範囲内の実費相当額) を負担するものとします。</p> <p>6. 偽造カードの使用に<u>係わる</u>カードキャッシングの支払金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。但し、偽造カードの作出又は使用について会員に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。</p>	<p>第 14 条 (カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用された場合の責任の区分)</p> <p>3. 2 項に<u>かかわらず</u>、次の各号の何れかに該当する場合、会員の対象債務は免除されないものとします。</p> <p>4. カードは紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員は、当社所定の再発行手数料 (法令で定められる範囲内の実費相当額) を負担する<u>もの</u>とします。</p> <p>6. 偽造カードの使用に<u>係る</u>カードキャッシングの支払金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。但し、偽造カードの作出又は使用について、<u>会員に故意又は重大な過失があるときは</u>、その偽造カードの利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第 15 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 会員が次の<u>各号の何れかの事由</u>に該当したときは当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに<u>お支払いいただきます。</u></p> <p>(1) カードキャッシングの支払金を 1 回でも<u>遅滞</u>したとき。 (但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。)</p> <p>(7) 会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。</p> <p>(8) 当社からの書面による通知が申込書上の住所 (住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所) 宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったとき当該通知発送の日より 25 日間経過したとき (但し、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、会員がこれを証明したときを除きます。)</p> <p>2. 会員が次の<u>各号何れかの事由</u>に該当したときは、会員は、当社からの請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに<u>お支払いいただきます。</u></p> <p>(2) 会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算<u>手続</u>開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立又は解散その他営業の廃止があったとき。</p>	<p>第 15 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 会員が次の何れかに該当したときは、<u>カードキャッシングの未払債務全額について</u>、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに<u>支払うものとします。</u></p> <p>(1) カードキャッシングの支払金の<u>支払い</u>を 1 回でも<u>延滞</u>したとき。(但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。)</p> <p><u>(7) 会員について本契約以外の当社に対する債務で期限の利益喪失となっている契約があるとき、又は当社に対する債権債務の確定が必要となったとき。</u></p> <p><u>(8) 会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。</u></p> <p><u>(9) 当社からの書面による通知が申込書上の住所 (住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所) 宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったとき当該通知発送の日より 25 日間経過したとき (但し、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、会員がこれを証明したときを除きます。)</u></p> <p>2. 会員が次の何れかに該当したときは、会員は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに<u>支払うものとします。</u></p> <p>(2) 会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立又は解散その他営業の廃止があったとき。</p>
<p>第 16 条 (カードの使用停止と返却)</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、催告することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。</p> <p>(2) 会員がカードキャッシングの支払金等当社に対する債務の履行を怠った場合。</p> <p>2. 会員は、1 項<u>各号</u>の何れかに該当した場合で、当社からカードの返却を求められた時は、直ちに応じるものとします。</p> <p>3. 当社は、1 項何れかに該当しない場合でも、会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反する恐れがある場合、その他不審な場合等にはカードの利用を断ることができるものとします。</p>	<p>第 16 条 (カードの使用停止と返却)</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、催告することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。</p> <p>(2) 会員がカードキャッシングの支払金等当社に対する<u>一切の債務の何れかの</u>履行を怠った場合。</p> <p>2. 会員は、1 項各号の何れかに該当した場合で、当社からカードの返却を求められた時は、直ちに応じるものとします。</p> <p>3. 当社は、1 項<u>各号の</u>何れかに該当しない場合でも、会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反する恐れがある場合、その他不審な場合等にはカードの利用を断ることができるものとします。</p>
<p>第 19 条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 会員は、当社に届出た住所、氏名、電話番号 (連絡先)、取引目的、職業、勤務先、指定預金口座、メールアドレス等について変更があった場合には、速やかに当社に通知するとともに、所定の届出書又は当社の定める方法により<u>届け出る</u>ものとし、当社所定の手続きの完了をもって変更したものとします。</p> <p>2. 会員は、1 項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知、又は送付書類等が<u>延着</u>、又は不到着となっても、当社が通常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、1 項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りでないものと</p>	<p>第 19 条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 会員は、当社に届出た住所、氏名、電話番号 (連絡先)、取引目的、職業、勤務先、指定預金口座、メールアドレス等について変更があった場合には、速やかに当社に通知するとともに、所定の届出書、<u>又は</u>当社の定める方法により<u>届出る</u>ものとし、当社所定の手続きの完了をもって変更したものとします。</p> <p>2. 会員は、1 項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が、<u>延着</u>又は不到着となっても、当社が通常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、1 項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りで<u>はない</u>ものと</p>

<p>します。</p> <p>5. <u>1・4項のほか</u>、当社は、適法且つ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に<u>かかる</u>届出があったものとして取扱うことがあります。尚、会員は当該取扱いについて異議ないものとします。</p>	<p>します。</p> <p>5. <u>1項4項の他</u>、当社は、適法且つ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に<u>係る</u>届出があったものとして取扱うことがあります。尚、会員は当該取扱いについて異議ないものとします。</p>
<p>第22条（取引時確認）</p> <p>1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづく取引時確認（本人特定事項（氏名・住居・生年月日）、取引目的<u>および</u>職業等の確認）の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、又はカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。</p>	<p>第22条（取引時確認）</p> <p>1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづく取引時確認（本人特定事項（氏名・住居・生年月日）、取引目的<u>及び</u>職業等の確認）の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、又はカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。</p>
<p>第23条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 申込者及び会員は、自身が、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ①暴力団②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧前各号の共生者⑨その他前各号に準ずるもの。</p> <p>2. 申込者及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の<u>いずれか</u>に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。</p> <p>4. 当社は、申込者及び会員が1項又は2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるカードの入会申込みを謝絶、又は会員による本規約に基づくカードキャッシング利用を一時的に停止することができるものとします。カードキャッシング利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードキャッシング利用を<u>行なう</u>ことができないものとします。</p> <p>5. 会員が、1項又は2項の何れかに該当した場合、1項又は2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合の<u>いずれか</u>であって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p> <p>6. 5項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。<u>又</u>、5項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p> <p>7. 5項の規定に基づき本契約を解除された場合でも、当社に対する未払債務がある<u>ときは</u>、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。</p>	<p>第23条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 申込者及び会員は、自身が、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧準暴力団等（暴力団には属さないものの、暴力や詐欺などの犯罪行為を繰り返す集団又は個人、匿名・流動型犯罪グループを含む）⑨その他（行政対象暴力の対象となった右翼等）⑩①～⑨の共生者⑪その他前各号に準ずる者。</p> <p>2. 申込者及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の<u>何れか</u>に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。</p> <p>4. 当社は、申込者及び会員が1項又は2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるカードの入会申込みを謝絶、又は会員による本規約に基づくカードキャッシング利用を一時的に停止することができるものとします。カードキャッシング利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードキャッシング利用を<u>行う</u>ことができないものとします。</p> <p>5. 会員が、1項又は2項の何れかに該当した場合、1項又は2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合の<u>何れか</u>であって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p> <p>6. 5項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。<u>また</u>、5項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p> <p>7. 5項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務がある<u>時は</u>、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。</p>
<p>第24条（貸付の契約に<u>かかる</u>勧誘）</p> <p>会員は、当社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に<u>かかる</u>勧誘を行うことに予め承諾するものとします。但し、会員は、当社に申出ることにより貸付の契約に<u>かかる</u>勧誘を拒否できるものとします。</p>	<p>第24条（貸付の契約に<u>係る</u>勧誘）</p> <p>会員は、当社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に<u>係る</u>勧誘を行うことに予め承諾するものとします。但し、会員は、当社に申出ることにより貸付の契約に<u>係る</u>勧誘を拒否できるものとします。</p>

第26条 (帳簿の閲覧・謄写)
 会員は、会員自身のカード利用の履歴等について、カードキャッシングに**かかわる**帳簿につき、当社所定の手続きに基づき閲覧・謄写ができるものとします。閲覧・謄写場所は、会員が入会申込を行った当社の営業店の窓口とします。尚、当社は、会員若しくは会員の代理人を確認するため、運転免許証等の身分証明書、又会員の代理人の場合は、委任状等の必要書類の提出を求めるものとします。

第26条 (帳簿の閲覧・謄写)
 会員は、会員自身のカード利用の履歴等について、カードキャッシングに**係る**帳簿につき、当社所定の手続きに基づき閲覧・謄写ができるものとします。閲覧・謄写場所は、会員が入会申込を行った当社の営業店の窓口とします。尚、当社は、会員若しくは会員の代理人を確認するため、運転免許証等の身分証明書、又会員の代理人の場合は、委任状等の必要書類の提出を求めるものとします。

第27条 (カード利用代金債権の譲渡等の承諾)
 会員は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含む。）・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、並びに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、予め承諾するものとします。

第27条 (カード利用代金債権の譲渡等の承諾)
 会員は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含む。）・特定目的会社・債権**管理**回収会社等に譲渡すること、並びに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、予め承諾するものとします。

第28条 (規約の変更、承認)
会員規約が変更され、当社から変更内容を通知または新会員規約を会員に送付した後に、会員がカードを利用したときは、当該変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

第28条 (規約の変更)
1. 当社は、以下の各号の何れかの事由に対するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容及びその効力発生時期を、当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。
 (1) 社会情勢又は経済状況の変動
 (2) 法令、自主規制機関の規則の変更
 (3) 当社の業務又はシステムの変更
2. 1項の規定にかかわらず、当社は、第14条4項に定めるカード再発行手数料、第13条2項に定めるATM手数料の金額につき、これを変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社WEBサイトに公表する方法その他会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。

第30条 (カードキャッシングの利用方法)
 会員は、当社の定めるカードキャッシングのキャッシング利用可能枠の範囲内で、次の各号に定める所定の方法をとることにより、1万円単位で繰り返して当社からカードキャッシングを受けることができます。
 (1) 会員が、当社が提携している金融機関が運営している現金自動貸出機等 (CD・ATM) にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。但し、当社が提携する現金自動貸出機等 (CD・ATM) によっては**翌月**1回払い、又はリボルビング払いの何れかに限定されることがあります。
 (2) 会員が当社指定の音声自動応答装置 (IVR) により所定の申込みをする方法。但し、この場合の融資金は第9条により、会員が指定した預金口座に振込むものとし、その振込みをもって会員は融資金を受領したものとします。

第30条 (カードキャッシングの利用方法)
 会員は、当社の定めるカードキャッシングのキャッシング利用可能枠の範囲内で、次の各号に定める所定の方法をとることにより、1万円単位で繰り返して当社からカードキャッシングを受けることができます。
 (1) 会員が、当社が提携している金融機関が運営している現金自動貸出機等 (CD・ATM) にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。但し、当社が提携する現金自動貸出機等 (CD・ATM) によっては1回払い、又はリボルビング払いの何れかに限定されることがあります。
 (2) 会員が、当社指定の音声自動応答装置 (IVR) により所定の申込みをする方法。但し、この場合の融資金は第9条により、会員が指定した預金口座に振込むものとし、その振込みをもって会員は融資金を受領したものとします。

第32条 (返済方式及び利息計算)
 (3) リボルビング払いの利息は、未決済残高に対して第31条第1項の利率の割合で、第1回目の返済の場合は、ご利用日の翌日から第1回返済日までの期間で計算した金額を、又第2回以降の返済の場合は前回返済の翌日から今回返済日までの期間で計算した金額をお支払いいただきます。

第32条 (返済方式及び利息計算)
 (3) リボルビング払いの利息は、未決済残高に対して第31条第1項の利率の割合で、第1回目の返済の場合は、ご利用日の翌日から第1回返済日までの期間で計算した金額を、又第2回以降の返済**日**の場合は前回返済の翌日から今回返済日までの期間で計算した金額をお支払いいただきます。

返済方法	利率	返済方式	締め・支払い
1回払い	実質年率 15.00%	元利一括払い	毎月末日締切翌月26日1回払い (最長56日～最短26日)
リボルビング払い		借入時残高スライド元利定額返済方式	毎月末日締切 (翌月から毎月26日支払)

返済方法	利率	返済方式	締め・お支払い
1回払い	実質年率 15.00%	元利一括払い	毎月末日締切翌月26日1回払い (最長56日～最短26日)
リボルビング1回払い		借入時残高スライド元利定額返済方式	毎月末日締切 (翌月から毎月26日支払)

借入時残高スライド元利定額返済方式

ご利用があった月の締切日残高	毎月のお支払額
100,000円以下	5,000円
100,001円～200,000円	8,000円
200,001円～300,000円	11,000円
300,001円～400,000円	13,000円
400,001円～500,000円	15,000円
500,001円～700,000円	20,000円

借入時残高スライド元利定額返済方式

ご利用があった月の締切日残高	毎月のご返済額
100,000円以下	5,000円
100,001円～200,000円	8,000円
200,001円～300,000円	11,000円
300,001円～400,000円	13,000円
400,001円～500,000円	15,000円
500,001円～700,000円	20,000円

700,001円 ~ 900,000円	25,000円
900,001円 ~ 1,000,000円	30,000円

◎利息の計算方法は以下のとおりです。

《1回払い》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利息（年率）÷365日×ご利用日翌日から支払日までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第1回支払》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利息（年率）÷365日×ご利用日翌日から支払日までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第2回支払》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利息（年率）÷365日×前月の支払日の翌日から支払月当月の支払日までの日数

《返済例》

3月1日に1,000,000円のカードキャッシングのご利用があった場合（1年を365日とした場合）

第1回目（4月26日）お支払額30,000円

利息23,013円＝1,000,000円×15.00%×56日÷365日

元金6,987円＝30,000円－23,013円

残高993,013円＝1,000,000円－6,987円

第2回目（5月26日）お支払額30,000円

利息12,242円＝993,013円×15.00%×30日÷365日

元金17,758円＝30,000円－12,242円

残高975,255円＝993,013円－17,758円

第3回目（6月26日）お支払額30,000円

利息12,424円＝975,255円×15.00%×31日÷365日

元金17,576円＝30,000円－12,424円

残高957,679円＝975,255円－17,576円

※完済まで新たなカードキャッシングのご利用がなかった場合、毎月のお支払額は30,000円。最終回の44ヶ月／44回目に元金29,533円と利息376円、合計29,909円で完済となります。（総支払額は1,319,909円、利息の総支払額は内319,909円となります。）

第33条（カードキャッシングの支払金の繰上返済等）

- カードキャッシングの支払金の繰上返済（本規約に基づく債務の全部又は一部の返済を本規約に定める約定返済日の前に繰り上げて行うことをいいます）は、会員が当社に対して事前に連絡の上、当社の承認を得て行うものとします。尚、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
- 会員は、1項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲及び返済方法は下表のとおりです。

支払方法	返済範囲	返済方法
1回払い	全額のみ	口座振込み
リボルビング払い	全額、一部	

- 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払を当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等を行うことができます。

- 当社に対する事前の連絡、又は当社の承認なくして行なわれたとき。
- 当社に対する事前の連絡、及び当社の承認があった場合であっても次に該当するとき。

②事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行なわれたとき。

700,001円 ~ 900,000円	25,000円
900,001円 ~ 1,000,000円	30,000円

◎利息の計算方法は以下のとおりです。尚、閏年の場合は1年を366日とする日割計算となります。

《1回払い》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利率÷365日×ご利用日翌日から返済日までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第1回支払》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利率÷365日×ご利用日翌日から返済日までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第2回支払》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利率÷365日×前月の返済日の翌日から返済月当月の返済日までの日数

《返済例…借入時残高スライド元利定額返済方式》

ご利用枠が100万円で3月1日に1,000,000円のカードキャッシングのご利用があった場合（1年を365日とした場合）

第1回目（4月26日）ご返済額30,000円

利息23,013円＝1,000,000円×15.00%×56日÷365日

元金6,987円＝30,000円－23,013円

残高993,013円＝1,000,000円－6,987円

第2回目（5月26日）ご返済額30,000円

利息12,242円＝993,013円×15.00%×30日÷365日

元金17,758円＝30,000円－12,242円

残高975,255円＝993,013円－17,758円

第3回目（6月26日）ご返済額30,000円

利息12,424円＝975,255円×15.00%×31日÷365日

元金17,576円＝30,000円－12,424円

残高957,679円＝975,255円－17,576円

※完済まで新たなカードキャッシングのご利用がなかった場合、毎月のご返済額は30,000円。最終回の44ヶ月／44回目に元金29,533円と利息376円、合計29,909円で完済となります。（総支払額は1,319,909円、利息の総支払額は内319,909円となります。）

第33条（カードキャッシングの支払金の繰上返済等）

- カードキャッシングの支払金の繰上返済（本規約に基づく債務の全部又は一部の返済を本規約に定める支払期日の前に繰り上げて行うことをいいます。）について、会員は当社に対して事前に連絡の上、当社の承認を得て行うものとします。尚、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
- 会員は、1項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済の方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲及び返済の方法は下表のとおりです。

返済方法	返済範囲	繰上返済の方法
1回払い	全額のみ	口座振込み
リボルビング払い	全額、一部	

- 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払を当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等を行うことができます。

- 当社に対する事前の連絡、又は当社の承認なくして行われたとき。
- 当社に対する事前の連絡、及び当社の承認があった場合であっても次に該当するとき。

②事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行なわれたとき。

<p>③事前の連絡の際に会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行なわれたとき。</p> <p>4. 前各項までの規定に<u>係わらず</u>、会員は、当社が提携する金融機関の現金自動預払機（ATM）を利用して、カードキャッシングのリボルビング払いの支払金の全部又は一部を繰上返済することができるものとします。但し、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。</p>	<p>③事前の連絡の際に会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。</p> <p>4. 前各項までの規定に<u>かかわらず</u>、会員は、当社が提携する金融機関の現金自動預払機（ATM）を利用して、カードキャッシングのリボルビング払いの支払金の全部又は一部を繰上返済することができるものとします。但し、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。</p>
<p>第 35 条（個人情報の取得・保有・利用）</p> <p>1. 会員及び入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、本規約に基づくカード取引契約（以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ。）を含む株式会社オーシー（以下「当社」といいます。）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 本人を特定するための情報（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、<u>運転免許証等</u>の記号番号等）、取引目的、職業、その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、<u>または</u>当社に提出した書面等に記載された情報に関する事項（<u>インターネットで申込みした情報、また</u>これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）</p> <p>(4) 本契約に関する会員等の<u>支払能力・返済能力</u>を調査するため、又は支払途上における<u>支払能力・返済能力</u>を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、並びに本契約以外の当社との契約により取得したカード、ローン又はショッピングクレジット等の利用・支払履歴。</p> <p>(5) 会員等<u>、</u>又は公的機関から、適法、且つ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）。</p> <p>(6) <u>犯罪収益移転防止法</u>に基づく本人確認書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）、又は会員等が当社に提出した収入証明書等の記載事項（写しを取得することを含みます。）。</p> <p>4. 会員等は、当社が次の場合に、保護措置を講じた上で、<u>1</u>により取得した個人情報の一部又は全部を提供することに同意するものとします。</p>	<p>第 35 条（個人情報の取得・保有・利用）</p> <p>1. 会員及び入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、本規約に基づくカード取引契約（以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ。）を含む株式会社オーシー（以下「当社」といいます。）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 本人を特定するための情報（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、<u>本人確認書類</u>の記号番号等）、取引目的、職業、その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、<u>又</u>は当社に提出した書面等に記載された情報に関する事項（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）。<u>。</u></p> <p>(4) 本契約に関する会員等の返済能力を調査するため、又は支払途上における返済能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、並びに本契約以外の当社との契約により取得したカード、ローン又はショッピングクレジット等の利用・支払履歴。</p> <p>(5) 会員等又は公的機関から、適法、且つ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）。</p> <p>(6) <u>「犯罪による収益の移転防止に関する法律」</u>に基づく本人確認書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）、又は会員等が当社に提出した収入証明書等の記載事項（写しを取得することを含みます。）。</p> <p>4. 会員等は、当社が次の場合に、保護措置を講じた上で、<u>1</u>により取得した個人情報の一部又は全部を提供することに同意するものとします。</p>
<p>第 36 条（与信目的以外による個人情報の利用）</p> <p>2. 会員等は、当社が下記の目的のために第 35 条 1 項（1）～（3）の個人情報を当社が保護措置を講じた上で取得、保有、利用することに同意します。</p> <p>(1) 当社の事業における市場調査・商品開発。</p> <p>(2) 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。</p> <p>(3) 当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。</p> <p>※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、損害保険代理店業務、カーリース等です。尚、当社の具体的な事業内容については当社ホームページ（http://www.occard.jp）でお知らせしております。</p>	<p>第 36 条（与信目的以外による個人情報の利用）</p> <p>2. 会員等は、当社が下記の目的のために第 35 条 1 項（1）～（3）の個人情報を当社が保護措置を講じた上で取得、保有、利用することに同意します。</p> <p>(1) 当社の事業における市場調査・商品開発。</p> <p>(2) 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。</p> <p>(3) 当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。</p> <p>※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、<u>旅行事業</u>、損害保険代理店業務、カーリース等です。尚、当社の具体的な事業内容については当社ホームページ（http_s://www.occard.jp）でお知らせしております。</p>
<p>第 37 条（個人情報情報機関への登録・利用）</p> <p><u>1. 会員等は、会員等の本契約を含む当社との与信取引に係る支払能力・返済能力の調査、契約途上における支払能力・返済能力の調査及び与信判断並びに与信後の管理のために、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に対する当該情</u></p>	<p>第 37 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）</p> <p><u>1. 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意</u> <u>会員等は、下記の事項に同意します。</u> <u>(1) 当社は、会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）及びこれと提</u></p>

報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。）及び当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、会員等及び当該会員等の配偶者の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し、本人から苦情を受けて調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報、電話帳記載の情報等、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。）が登録されている場合には、当該個人情報を利用することに同意します。

2. 会員等は、会員等の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り利用されることに同意するものとします。

登録情報	登録期間
	株式会社シー・アイ・シー
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間
	株式会社日本信用情報機構
	当該申込日から6ヶ月を超えない期間
	契約継続中及び完済日から5年を超えない期間（但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）
	当該事実の発生日から5年を超えない期間（但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）

携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、会員等に関する信用情報（3.（1）に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。

(2) 上記の（1）の照会により、これら信用情報機関に会員等及び当該会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

（注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。

2. 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員等は、下記の事項に同意します。

(1) 当社は、会員等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、3. に記載のとおり利用されます。

株式会社シー・アイ・シー	
当社が提供する信用情報	登録期間
本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報及び申込みの事実）	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実（本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中及び契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実	契約期間中及び契約終了後5年間

(2) 上記（1）により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー

会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。

申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数、等）。

支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）。

3. 信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意

会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。

(1) 信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

① 上記2.（1）により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

② 信用情報機関が収集した①以外の情報

③ 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2) 信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報

3. 加盟信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要及び登録される情報は以下の通りです。

名称: 株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

所在地: 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 **電話番号:** フリーダイヤル 0120-810-414

HPアドレス: <https://www.cic.co.jp/>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の**同社ホームページ**をご覧ください。

登録情報: 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。

4. 提携信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要は以下の通りです。

(1) **名称:** 全国銀行個人信用情報センター **所在地:** 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 **電話番号:** 03-3214-5020

HPアドレス: <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の**同社ホームページ**をご覧ください。

(2) **名称:** 株式会社 日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

所在地: 〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 **電話番号:** 0570-055-955 (ナビダイヤル)

HPアドレス: <https://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の**同社ホームページ**をご覧ください。

6. 当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知するものとします。

を下記のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

(3) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報 ((1) ①②③) を加盟事業者へ提供します。また、信用情報

((1) ①) を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4. 当社が加盟する信用情報機関及びその提携信用情報機関

(1) 当社が加盟する信用情報機関 (以下「加盟信用情報機関」といいます。) の名称等

加盟信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面 (電磁的記録を含みます。) により通知し、同意を得るものとします。

名称: 株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法に基づく指定信用情報機関) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先: 0570-666-414 **ホームページアドレス:** <https://www.cic.co.jp/>

※ (株) シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、当社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の**同社ホームページ**をご覧ください。

(2) 提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

① **名称:** 全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先: 03-3214-5020 **ホームページアドレス:** <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の**同社ホームページ**をご覧ください。

② **名称:** 株式会社 日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先: 0570-055-955 **ホームページアドレス:** <https://www.jicc.co.jp/>

※ (株) 日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の**同社ホームページ**をご覧ください。

※6. は抹消

第 38 条 (個人情報の提供及び委託)

1. 個人情報の提供について

(1) 会員等は、第 35 条 1 項 (1) (2) の個人情報を保護措置を講じた上で、下記の通り当社のグループ会社 (以下「グループ会社」という。) に提供し、グループ会社が利用することに同意します。

○当社と個人情報の提供に関する契約を締結したグループ会社・利用目的・連絡先

グループ会社	利用目的	連絡先
株式会社オーシートラベル	旅行関連事業における宣伝物、印刷物の送付等の営業案内、市場調査、商品開発等のサービス提供に利用するため	〒870-0027 大分市末広町 2丁目3番28号 TEL097-534-0123

(2) (1) の提供期間は、原則として本契約日より本契約終了

第 38 条 (個人情報の委託)

会員等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意するものとします。

<p><u>後5年間とするものとします。</u></p> <p><u>2. 個人情報の委託について</u> <u>会員等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意するものとします。</u></p>	
<p>第39条（個人情報の開示・訂正・削除） 1. 会員等は、当社及び第37条の加盟信用情報機関、<u>並びに第38条で記載するグループ会社</u>に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。 (1) 当社に開示を求める場合には、第42条記載の窓口ご連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。 (2) 加盟信用情報機関に開示を求める場合には、第37条に記載されている加盟信用情報機関に連絡してください。 <u>(3) グループ会社に対して開示を求める場合には、第38条記載のグループ会社に連絡してください。</u></p>	<p>第39条（個人情報の開示・訂正・削除） 1. 会員等は、当社及び第37条の加盟信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。 (1) 当社に開示を求める場合には、第42条記載の窓口にご連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。 (2) 加盟信用情報機関に開示を求める場合には、第37条に記載されている加盟信用情報機関に連絡してください。 ※(3)は抹消</p>
<p>第40条（本規約の不同意の場合） 当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部に同意しない場合、本契約をお断り又は脱会<u>手続き</u>をとることがあります。但し、第36条2項及び第38条1項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は脱会<u>手続き</u>をとることはありません。尚、第36条2項及び第38条1項に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む。）は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供、並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、<u>予め承諾するものとします。</u></p>	<p>第40条（本規約に不同意の場合） 当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、及び本同意条項の内容の全部又は一部に同意しない場合、本契約をお断り又は脱会<u>手続</u>をとることがあります。但し、第36条2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は脱会<u>手続</u>をとることはありません。尚、第36条2項に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む。）は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により、<u>当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供、並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は予め承諾するものとします。</u></p>
<p>第41条（利用・提供中止の申出） 第36条2項及び第38条1項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、<u>提供</u>している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、<u>グループ会社への提供</u>を中止する措置をとります。尚、前条の尚書きの定めは本条でも同様とします。</p>	<p>第41条（利用中止の申出） 第36条2項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。尚、前条の尚書きの定めは本条でも同様とします。</p>
<p>第42条（個人情報の取扱いに関するお問合せ等の窓口） 個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当社<u>信用管理室</u>までお願いします。 株式会社オーシー <u>信用管理室</u> 〒870-0027 大分市末広町2-3-28 TEL097-537-0404</p>	<p>第42条（個人情報の取扱いに関するお問合せ等の窓口） 個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当社<u>リスク統括部</u>までお願いします。 株式会社オーシー <u>リスク統括部</u> 〒870-0027 大分市末広町2-3-28 TEL097-537-0404</p>
<p>《相談窓口》 本規約についてのお問い合わせ、ご相談については、下記<u>の</u>株式会社オーシーまでご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">株式会社オーシー 本社／大分市末広町2丁目3番28号 TEL／097-537-0404（代表） ホームページアドレス／http://www.occard.jp 登録番号／九州経済産業局長 九州（包）第2号 九州財務局長（12）第00046号</p>	<p>《相談窓口》 本規約についてのお問い合わせ、ご相談については、下記株式会社オーシーまでご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">株式会社オーシー <u>〒870-0027</u> 本社／大分市末広町2丁目3番28号 TEL／097-537-0404（代表） ホームページアドレス／https://www.occard.jp 登録番号／九州経済産業局長 九州（包）第2号 九州財務局長（13）第00046号</p>